

第Ⅱ部

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

以下の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「安来市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下に、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理します。

視点1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

説明：本市がめざす都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域力を活用した子育てが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

視点2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

説明：親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

説明：家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係わることのできる環境整備の視点

このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定します。

基本理念

子育てをみんなで応援 笑顔あふれるまちづくり

2. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの成長段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、家庭では、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにする必要があります。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している団体と地域住民それぞれが、行政と連携し、互いに補い合いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、働きやすい職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

基本的視点

未来を担い、創造する
子どもたちを育む

子どもたちの可能性
と夢を引き出す

地域の見守りと気づき
で創る子どもたちの未来

基本理念

子育てをみんなが応援
笑顔あふれるまちづくり

基本目標

1 子育て家庭への支援の充実

2 すこやかに生み育てる環境づくり

3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

4 子育てと仕事の両立支援

5 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

6 安心・安全なまちづくりの推進

主要施策の方向

①子育て支援サービスの充実

②経済的負担の軽減

③相談体制、情報提供の充実

①親子の健康への支援

②食育の推進

③思春期の保健対策

①学校における教育環境の整備

②家庭の教育力の向上

③子育てを支える地域社会の形成

①就業環境の整備

②保育サービスの充実

③放課後児童クラブの充実

①児童虐待防止策の充実

②ひとり親家庭等の自立支援

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

①子どもの安全の確保

②犯罪等の被害にあわないための環境の整備

③子育てを支援する生活環境の整備

3. 基本目標と主要施策の方向

- 基本理念に基づき、施策の方向を示すことによって、安来市次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示します。

目標1 子育て家庭への支援の充実

①子育て支援サービスの充実

本市では、地域子育て支援センターの園庭開放をはじめ、子育てに関する相談事業や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かりを実施しています。

今後とも、子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育てを経験した者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、不定期な保育ニーズへの対応など、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育てに関する養育支援の充実を図ります。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。

③相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なくなることによって、地域での孤立化による子育てへの不安感の増加などを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻化しています。

とくに妊産婦については、妊娠・出産による心身の変化や育児と家事の両立に悩むことも少なくありません。地域子育て支援センター、子育てサロン等の地域での支援事業をタイミングよく情報発信していく必要があります。

さらに、情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほかスマートフォン等携帯端末を活用した相談受付や子育てイベント・子育て教室への参加予約等がネット上でできる多様な手法を検討します。

目標2 すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子21）

①親子の健康への支援

子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通じた健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

とくに、安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付等の機会を利用し、妊娠期、育児期の対処方法を検討し、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親への支援を行います。親が安心して子育てができる環境整備や健やかな子どもの成長のため、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発育・発達段階に応じた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

②食育の推進

楽しい食事は、健康な体を作るだけでなく望ましい生活のリズムの基本となるものです。

そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

子どもの健康や適切な食習慣に関して親への情報発信を行い啓発を図ります。保育所（園）・幼稚園では発育・発達段階に応じた子どもの「食べる力」を育めるよう支援していきます。さらに学校では「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」などを養うよう「食育」の推進・充実に努めます。

あわせて、食に関わる健康な歯を作るため、歯科に関する事業の充実に努めます。

③思春期の保健対策

心と身体のバランスのとれた成長を促すために、まず基本的な生活習慣を身につけておくことが大切です。そのため、継続して生活習慣づくりへの啓発を行います。

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように啓発活動や環境づくりに努めます。

また、次世代の親となる子どもたちに成長に応じた性に対する正しい知識を身につけるための保健教育を推進します。

目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

①学校における教育環境の整備

子どもの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。また基礎的な学力を基盤とした学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力など「生きる力」を身につけさせます。

さらに、豊かな人間性を育むため、子どもが地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人を思いやり、社会に対して責任感を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供や職業教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

中・高校生等の若い世代に対して、子育てについて知る機会を提供することなどを通して、生命の尊さや男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義などを引き続き教育・啓発していきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

②家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。本市では、「親学プログラム（社会全体で家庭教育支援の機運が醸成されることを目的に地域における子育て支援・家庭教育支援に活用できる参加型学習支援プログラム）」を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割および子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭および地域の教育力の向上に取り組みます。

③子育てを支える地域社会の形成

学校教育だけでは学ぶことの出来ない親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知識等は貴重なものです。

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を伝えていくための取り組みが必要となっています。

そのため、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援にかかわる環境づくりを進め、学校・家庭・地域の連携協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作り、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへ

のさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

目標4 子育てと仕事の両立支援

①就業環境の整備

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。

そのため、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座等の取組を行うなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続して、進めます。

②保育サービスの充実

就労形態の多様化など、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かりなど保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。

とくに、保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

また、幼児・児童への食事についてはアレルギーを抱える子どもへの適切な対応をします。

③放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。

今後は、保護者の就労やその他の状況など置かれている実情を反映した統一的な受け入れ基準の整備など、適切な受け入れによる保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を有する児童の受け入れの対応や指導員の確保を図ります。

目標5 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

①児童虐待防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに、社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援

昨今、離婚の増加等により、ひとり親家庭が増加しています。

ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活でさまざまな問題に直面しています。

今後とも、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて、家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーションの理念のもとに、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのため、障害福祉計画に基づく居宅介護、放課後等デイサービス、短期入所等のサービス等の充実を図るため、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

目標6 安心・安全なまちづくりの推進

①子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

そのため、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

②犯罪等の被害にあわないための環境の整備

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

本市においても、登下校時等での不安要因は、決して解消されるものではありません。そのため、子どもを犯罪などから守るために、防犯対策協議会の活動等地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

③子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが通学路に歩行者専用道路がなかったり、道幅が狭い道路もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況にあります。

そのため、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや保護者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。